

特定健康診査等実施計画

<第3期>

鹿沼市国民健康保険

目 次

第1章 計画策定にあたって -----1

- 1 策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の公開
- 5 事業評価と計画の見直し
- 6 第2期計画の評価
 - (1) 第2期計画の実績
 - (2) 受診率向上に向けて

第2章 特定健康診査等の事業展開 -----6

- 1 事業の詳細
 - (1) 特定健康診査
 - (2) 特定保健指導
- 2 特定健康診査等の受診対象者
 - (1) 特定健康診査
 - (2) 特定保健指導
- 3 特定健康診査等の実施予定者数
 - (1) 特定健康診査
 - (2) 特定保健指導
- 4 事業ごとの目標値
- 5 周知・案内方法
- 6 実施スケジュールの概要

第3章 特定健康診査等のデータ受領・保存方法 -----12

- 1 記録・データの保存
 - (1) データの受領・管理
 - (2) データの保存体制
- 2 個人情報保護対策
 - (1) 個人情報保護に関する規定の遵守
 - (2) 守秘義務規定の遵守

第1章 計画策定について

1 策定の趣旨

我が国では国民皆保険制度のもと、高い保健医療水準を維持し続けてきました。しかし、近年の急速な少子高齢化、国民生活や意識の変化など大きな環境変化に伴い、国民皆保険制度を将来にわたり持続可能なものとしていくためには、その財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進などが必要です。

このような状況の中で国民医療費の伸びが過大にならないよう、糖尿病等の生活習慣病の発病や重症化を予防し、メタボリックシンドローム(※1)の該当者や予備群を減少させることを目的として医療保険者に義務付けられた特定健康診査(※2)及び特定保健指導(※3)を実施します。

この計画では、本市の国民健康保険（以下「国保」という。）が特定健康診査等を効果的に実施するため、これまでの第2期特定健康診査等実施計画（以下「第2期計画」という。）によって展開された事業の結果等に対する評価を踏まえて、新たに平成30年度から平成35年度までの6か年の活動について定めます。

※1 『メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）』

日常生活の積み重ねで内臓に脂肪が蓄積されること（内臓脂肪型肥満）によって、高血圧症、糖尿病などの生活習慣病が引き起こされやすくなった状態をいいます。

これらの症状が重なり合うことによって動脈硬化が進み、心疾患、脳血管疾患などの重い病気にかかりやすくなります。

※2 『特定健康診査』

医療保険者が行う、基礎的な健康診査のことです。

この健康診査によってメタボリックシンドロームの該当者及びその予備群を的確に抽出し、生活習慣病予防のための特定保健指導に結び付けることで、生活習慣病発症者を減少させることを目的としています。

※3 『特定保健指導』

特定健康診査の結果、健康の保持に努める必要がある人に対して行う保健指導のことです。

内臓脂肪型肥満に着目して、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことによって生活習慣病を予防します。

2 計画の位置づけ

この計画は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）（以下「高確法」という。）第18条の規定による「特定健康診査等基本指針」に即して、高確法第19条の規定により策定するもので、本市の第7次鹿沼市総合計画“チャレンジ15プロジェクト”、健康増進計画“健康かぬま21”及び栃木県医療費適正化計画等に基づいた実施計画とします。

3 計画の期間

この計画を「第3期特定健康診査等実施計画」とし、平成30年度から平成35年度までの6か年を計画の期間とします。

4 計画の公開

この計画の策定については、本市公式ウェブサイト等への掲載により公表し、その内容はウェブサイトに全文を掲載するのと併せ、要望に応じて紙による閲覧もできるものとします。

5 事業評価と計画の見直し

事業終了後、当該年度の事業に関する各種数値が出そろった段階で、特定健康診査及び特定保健指導の効果について評価を行います。

このとき、実施に至る経緯や運営状況についても併せて評価します。この結果は、目標達成状況を中心に鹿沼市国民健康保険運営協議会に報告するとともに、次年度の事業改善に役立てます。

なお、計画期間中に制度や法令の改正が行われた場合や、社会情勢に変化が生じた場合、その他事業効果や業務効率の向上を図るために必要と判断される場合には、弾力的に計画を見直すものとします。

6 第2期計画の評価

（1）第2期計画の実績

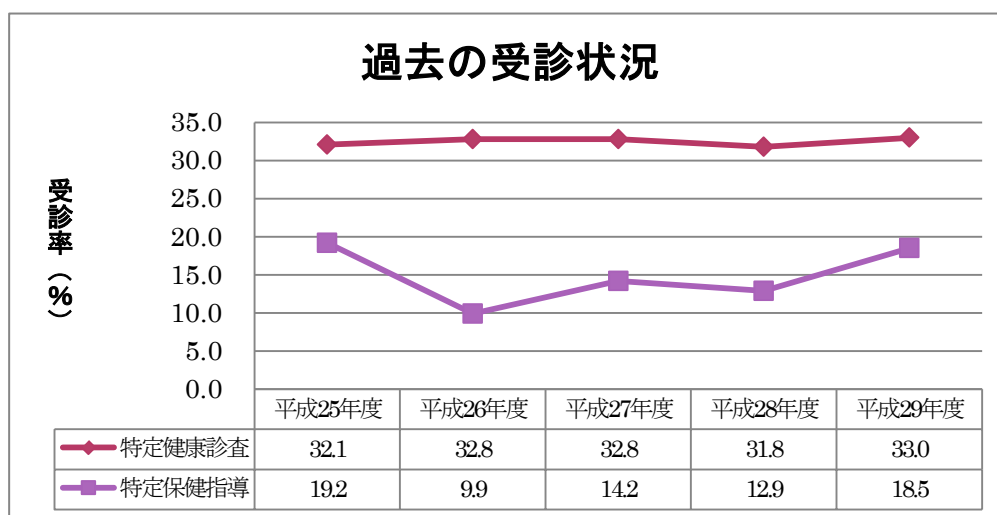
第2期計画の目標受診率と実績は次のとおりです。（平成29年度の受診率は見込）

設定した目標受診率

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
特定健康診査	37.6%	43.2%	48.4%	54.4%	60.0%
特定保健指導	31.9%	39.1%	46.3%	53.5%	60.0%

実績（法定報告基準Ⅰ：年度中に異動がない人の集計）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
特定健康診査	32.1%	32.8%	32.8%	31.8%	33.0%（見込）
特定保健指導	19.2%	9.9%	14.2%	12.9%	18.5%（見込）

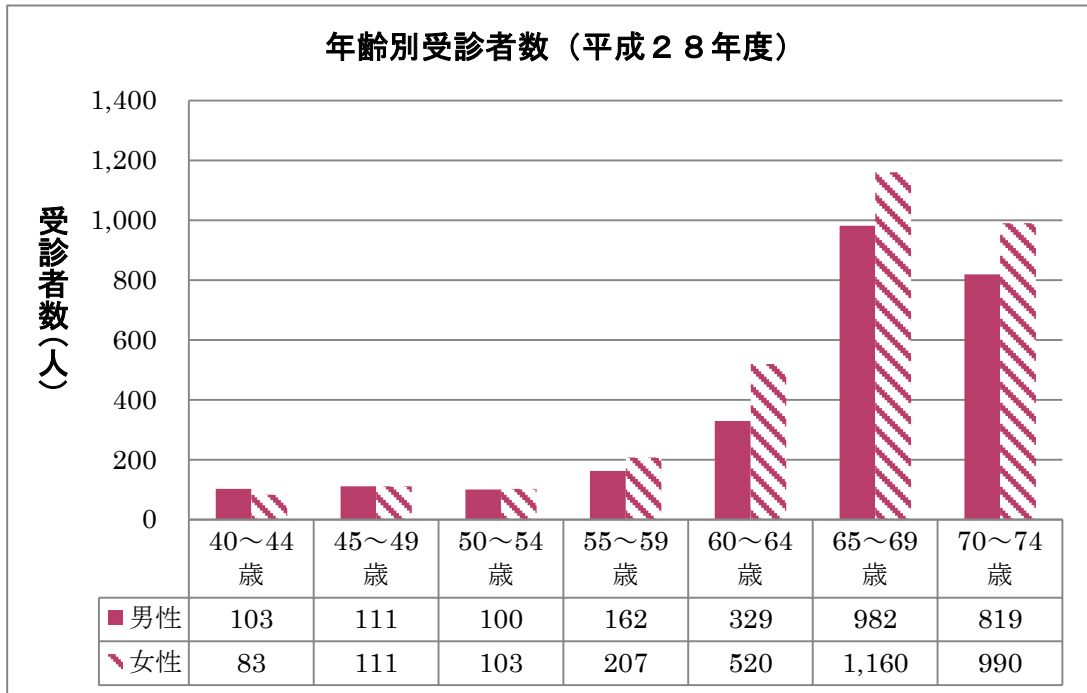


特定健康診査の過去の受診状況のうち、平成28年度の年齢区分別の受診状況は次のとおりですが、男性に比べ、女性の受診者数が高くなっています。また、年代が上がるにつれて受診者数が高くなる傾向にあります。

年齢別受診者数(平成28年度)

(単位：人)

年齢区分	男性	女性	合計
40～44 歳	103	83	186
45～49 歳	111	111	222
50～54 歳	100	103	203
55～59 歳	162	207	369
60～64 歳	329	520	849
65～69 歳	982	1,160	2,142
70～74 歳	819	990	1,809
合計	2,606	3,174	5,780



第2期計画（平成25年度～平成29年度）の5年間、特定健康診査の受診率はほぼ横ばいでした。このうち平成28年度の状況を見ると受診者は65歳以上が中心となっており、若年層の理解が深まっていない状況が見られます。以前から受診者の固定化が指摘されていましたが、この解決には若年層への啓発強化が効果的であると考えられます。

（2）受診率向上に向けて

平成30年度からの国保制度改革に伴い、保険者努力支援制度が本格施行され、その評価項目にもなったことから、更なる受診率の向上が重要となりました。現在の受診率低迷の原因のひとつに受診者の固定化があることから、受診率向上のためには未受診者に対するアプローチが必要となります。

健康のチェックが重要なことは周知の事実であり、本人への直接的な啓発による効果は限定的です。このため対象者に対して周囲の人が受診をすすめたくなる内容を織り交ぜた啓発活動を行うこととします。

具体的には、情報発信の対象者を特定健康診査対象者に限定せず、その内容も健康チェックの重要性だけでなく、一人の健康が周囲の人に及ぼす影響等に言及した表現を盛り込むなど、内容を工夫します。

方法については既存の紙媒体のほか、拡散しやすいSNS等を使用し、市域や制度の枠にとらわれずに発信します。併せてAIを活用した受診勧奨の取り組みを推進するなど、更なる啓発に努めます。

①健診実施期間の維持

本市の国保事業運営全体の調整を図り、最大限で健診実施が可能な期間は、毎年5月下旬から翌年の2月末日までとし、第3期計画においてもこれを維持します。

②受診勧奨の充実

未受診者対策として、既存の媒体とSNS等を用いた啓発に努めます。啓発の対象は40歳以上の受診対象者か否かを問わず、また市域や制度の枠を超えて行うこととします。

さらに、ウェブサイトやSNS等を利用することで、これまでより高い頻度で発信することが可能になることや国等が公表する詳細な情報まで提供できるなど、啓発の充実が図れます。

③事業主健診等を受けた国保被保険者の受診結果の収集

事業主健診等を受診した人に対して、健診結果を本市国保に提出してもらうよう依頼情報を発信します。一方で、企業へも同様に国保被保険者の健康診査結果の提供について依頼するため、市内企業向けの情報媒体への掲載など企業ぐるみによる支援をいただけるよう努力します。

また、それぞれの情報発信の際は、健診受診者が増えることが本市国保財政の運営にとって効果がある旨も併せて周知します。

④定期的な健診の重要性の情報提供

健診の必要性や重要性等を感じない人への啓発として、健診の必要性や有効性、受診しない場合のリスクなどをわかりやすく情報提供していきます。その際は一般的なことだけでなく、各年齢層に対して興味を持てる情報を提供するなど自発的に健診を受けてもらえるような工夫をしていきます。

第2章 特定健康診査等の事業展開

1 事業の詳細

(1) 特定健康診査

特定健康診査の受診は、各年度に一人1回を基本として次のように実施します。

①受診券の発行

特定健康診査対象者には、「特定健康診査受診券（以下「受診券」という。）」を発行します。

特定健康診査を受診の際には、この受診券と本市国保の被保険者証で受診資格を確認します。

なお、受診券は、年度当初に本市国保の資格を確認したうえで、5月下旬頃に対象者に郵送します。

②受診できる期間

特定健康診査の受診については、受診券を郵送する5月下旬から開始できる体制を整理したうえで、翌年2月末日まで受診できるものとします。

③実施する機関

特定健康診査は、上都賀郡市医師会等との委託契約により実施します。

受診できる医療機関については、受診券とともにその一覧を送付するほか「広報かぬま」、ウェブサイト等への掲載により周知します。

また、「鹿沼市健康ガイドブック」等へも情報を掲載し、他の健診と併せて周知します。

④実施内容

(ア) 基本的な項目（受診対象者の全員が受ける項目）

項目	内容
既往歴の調査	服薬歴及び喫煙習慣の状況についての調査を含む問診
身体計測	身長、体重、BMI、腹囲
理学的検査（身体診察）	自覚症状及び他覚症状の有無
血圧測定	最高血圧及び最低血圧の状態
血中脂質検査	中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール
肝機能検査	AST (GOT)、ALT (GPT)、 γ -GT (γ -GTP)
血糖検査	空腹時血糖又はHbA1c（注）摂食時はHbA1c
尿検査	尿糖、尿蛋白

(イ) 詳細な項目

詳細な健診項目については、一定の基準のもとで実施医療機関の医師が必要と判断したものを選択して実施します。

項目	内容
貧血検査	赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値
心電図検査	12誘導心電図
眼底検査	瞳孔の奥にある血管や網膜の状態
血清クレアチニン検査	血清クレアチニン、eGFR

*追加検査の項目（受診対象者の全員が受ける項目）

上記のほか、本市の一般施策として、下記を基本的な健診の項目と同時実施します。

項目	内容
貧血検査	赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値
心電図検査	12誘導心電図
その他の検査	総コレステロール、尿酸、アルブミン

⑤受診結果

医療機関で特定健康診査を受診した人の結果は、受診した医療機関から交付されます。また、集団健診会場で受診した人の結果は、本市国保が郵送するか、面接が必要な人にはその際に交付します。

受診者全員に生活習慣病に関する理解を深めるための情報や、生活習慣改善に関する基本的な情報を提供します。医療機関への受診が必要と判断された人には受診を勧奨します。

⑥事業主健診等の受診者

特定健康診査の対象者が、本市で実施する特定健康診査に相当する健診を職場等で受診した場合、その結果を提供してもらうことで、本市の特定健康診査の受診としてカウントすることができます。これにより受診率が向上することから、本市への健診結果の提供について被保険者や企業に情報発信して、事業主健診等の健診データの収集に努めます。

(2) 特定保健指導

特定保健指導の利用は、各年度に一人1回（1回の支援期間は6か月）とし、次のように実施します。

① 特定保健指導対象者への通知

特定保健指導対象者には、利用の案内を送付します。

特定健康診査受診後に健診データを階層化して、特定保健指導対象者の選定後、速やかに送付します。

② 実施期間

特定保健指導の利用ができるのは、初回面接から6か月間とします。

③ 実施機関

本市の保健部門が直接実施するほか、厚生労働省の告示で定められた委託基準を満たし、本市が契約する実施機関（以下「保健指導実施機関」という。）によって実施します。

④ 実施内容

(ア) 動機付け支援

原則1回の面接により、生活習慣の見直しを行います。保健指導対象者とともに生活習慣改善のための行動目標・行動計画を立て、実践してもらいます。3か月経過後に行動目標の達成度、身体状況や生活習慣の変化について評価を行います。

(イ) 積極的支援

初回時の面接において、生活習慣改善のための実践可能な行動目標を保健指導対象者自らが決定できるように支援を行います。そして、その目標達成のための行動計画を立て、定期的、継続的な支援を行い、3か月経過後に行動目標の達成度、身体状況や生活習慣の変化について評価を行います。

2 特定健康診査等の受診対象者

(1) 特定健康診査

特定健康診査は、当該年度中に40歳～74歳になる加入者と、75歳になる加入者の一部を対象とします。具体的な対象者の推移を次のように予想します。

(単位：人)

		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
男性	40～64歳	3,956	3,738	3,525	3,319	3,119	2,925
	65～74歳	4,765	4,745	4,726	4,707	4,688	4,669
	計	8,721	8,483	8,251	8,026	7,807	7,594
女性	40～64歳	3,861	3,647	3,439	3,238	3,043	2,854
	65～74歳	4,641	4,622	4,604	4,585	4,566	4,547
	計	8,502	8,269	8,043	7,823	7,609	7,401
合計	40～64歳	7,817	7,385	6,964	6,557	6,162	5,779
	65～74歳	9,406	9,367	9,330	9,292	9,254	9,216
	計	17,223	16,752	16,294	15,849	15,416	14,995

(2) 特定保健指導

特定保健指導は、医師や保健師・管理栄養士などの支援により、生活習慣を改善するプログラムです。このため、特定健診の結果により、国が定める基準である「動機づけ支援」「積極的支援」に該当した人を対象とします。

対象者自らが、健康状態を自覚し、生活習慣改善の必要性を理解した上で実践につなげられるよう支援します。

特定保健指導対象者の選定基準

腹囲・BMI	追加リスク	④喫煙歴	対象	
	①血糖②脂質③血圧		40～64歳	65～74歳
男性：85cm以上 女性：90cm以上	2つ以上該当	/	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当	あり なし		
上記以外で BMIが25以上	3つ該当	/	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当	あり なし		
	1つ該当	/		

①血糖：100mg/dl以上またはHbA1c5.2%以上（JDS値）平成成25年度から、NGSP値(5.6%)以上

②脂質：中性脂肪150mg/dl以上または、HDLコレステロール40mg未満

③血圧：収縮期130mmHg以上または拡張期85mmHg以上

「標準的な健診・保健指導に関するプログラム」（厚生労働省健康局）第3編第3章から抜粋

3 特定健康診査等の実施予定者数

(1) 特定健康診査

特定健診対象者数をもとに、目標受診率を乗じて得られる各年度の実施予定者数は次のとおりです。

(単位：人)

	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
実施予定者数	6,028	6,030	6,029	6,022	7,553	8,997

(2) 特定保健指導

特定保健指導対象者数は、第2期計画の実績をもとに次のとおり見込みます。

(単位：人)

	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
特定保健指導対象者	680	660	640	620	600	580

4 事業ごとの目標値

特定健康診査の受診率、特定保健指導の実施率及び特定保健指導対象者の割合の減少率について目標値を設定し、その達成を目指します。

特定健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率は、6年間の毎年の目標値を設定します。

目標値の設定は第2期計画の実績をもとに行いますが、平成35年度における目標実施率は、国の特定健康診査等基本指針に掲げる参酌標準に即して、特定健康診査及び特定保健指導ともに60%に設定します。

この目標達成に向けて、平成30年度以降の目標値を、次のように定めます。

	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
特定健康診査	35.0%	36.0%	37.0%	38.0%	49.0%	60.0%
特定保健指導	20.0%	28.0%	36.0%	44.0%	52.0%	60.0%

平成35年度の、特定保健指導対象者の割合の目標減少率は、平成20年度と比較した減少率を25%以上とします。

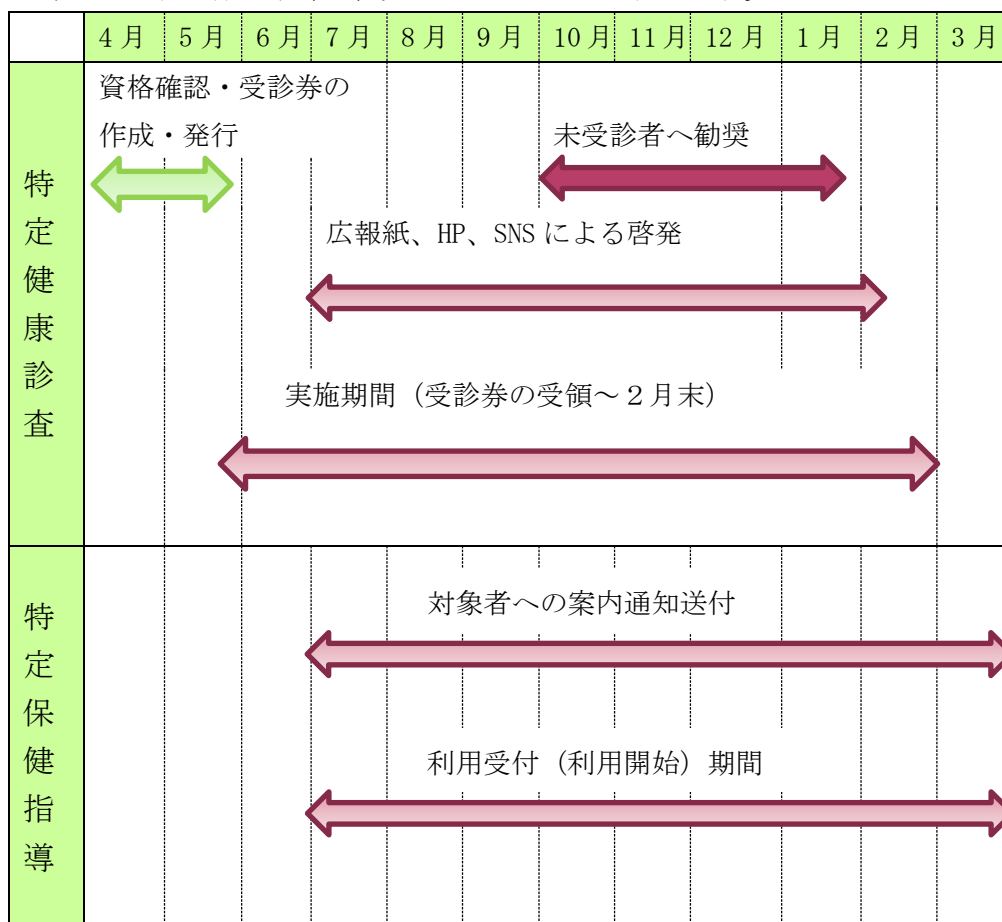
5 周知・案内方法

特定健康診査等の実施率向上のために、次のような媒体・機会を通じて周知・案内を行います。

- ◎ 広報かぬま、ウェブサイトなど本市が管理する媒体を使用
- ◎ 受診券、医療費通知など各世帯へ送付する本市国保の各種通知への同封
- ◎ 市役所、コミュニティセンター、医療機関でのポスター掲示やチラシの配布
- ◎ 特定保健指導対象者への、特定保健指導の利用案内の送付
- ◎ 受診券の送付から一定の期間経過後、未受診者に勧奨通知を送付

6 実施スケジュールの概要

特定健康診査・特定保健指導は、次のスケジュールで行います。



※特定保健指導利用期間は初回面接から6か月

第3章 特定健康診査等のデータ受領・保存方法

1 記録・データの保存

(1) データの受領・管理

特定健康診査等の費用の支払い、データの送信事務、データの管理・保存に関しては、代行機関として栃木県国民健康保険団体連合会に委託します。

特定健康診査の実施機関及び保健指導実施機関から提出されたデータは、栃木県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）の「特定健康診査等データ管理システム」、(株)TKCの「e-TASK健康管理システム」によって管理・保存します。

(2) データの保存体制

特定健康診査等の記録・データの保存期間は5年間とします。本市国保の資格を喪失した場合は、その異動年度の翌年度末までの保存とします。

国保連のデータ管理システムに保存されたデータ及び、(株)TKCの健康管理システムに保存されたデータは、本市国保主管課及び特定保健指導主管課に設置したシステム専用端末と専用回線で接続し、常時、データの確認・出力等を行えるものとします。

なお、専用端末の操作はあらかじめ登録した職員に限定することとし、ID・パスワードによりセキュリティ管理を行います。

2 個人情報保護対策

(1) 個人情報保護に関する規定の遵守

特定健康診査及び特定保健指導の実施にあたり、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び本市個人情報保護条例の規定に基づき、本市職員はこれらを遵守すると同時に、業務委託契約の際には、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を委託契約書に明記します。

(2) 守秘義務規定の遵守

本市が委託する特定健康診査及び特定保健指導の実施に従事する者は、高確法第30条の規定に基づき、当該事業を実施する際に知り得た個人情報に関する守秘義務規定を遵守します。

特定健康診査等実施計画

<第3期>

平成30年3月

編集・発行／鹿沼市国民健康保険

策定事務局／鹿沼市 市民部 保険年金課

〒322-8601 鹿沼市今宮町 1688 番地 1

電話 0289-63-2166